

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
モーリタニア	水産職業訓練センター施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	水産職業訓練センター施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,915,000千円 2028.12.31まで	2022.3.1 ヌアクシ ヨットで (同日)	日本側 江原功雄在モーリタニア大使 モーリタニア側 ウスマーン・マヤマドク・カーン経済・生産部門促進大臣	2022.7.12 251号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2022.7.14 ヌアクシ ヨットで (同日)	日本側 江原功雄在モーリタニア大使 モーリタニア側 ウスマーン・マヤマドク・カーン経済・生産部門促進大臣	2022.10.14 343号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。